

平成28年 第3回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成28年 9月30日 開会

平成28年 9月30日 閉会

大 樹 町 議 会

平成28年第3回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年9月30日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 5号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 承認第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 議案第 65号 平成28年台風10号に伴う平成28年9月分として徴収すべき水道料金等の特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 66号 平成28年度大樹町一般会計補正予算(第5号)について

○出席議員（11名）

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二 | 2番 齊藤徹 | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光 | 5番 西田輝樹 | 6番 菅敏範 |
| 7番 高橋英昭 | 8番 安田清之 | 9番 志民和義 |
| 11番 柚原千秋 | 12番 鈴木千秋 | |

○欠席議員（1名）

- 10番 阿部良富

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 布 目 幹 雄 |
| 総 務 課 長 | 松 木 義 行 |
| 総 務 課 参 事 | 大 林 一 博 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長兼
航空宇宙推進室長 | 黒 川 豊 |
| 住 民 課 長 | 林 英 也 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター兼
尾田認定こども園長 | 村 田 修 |
| 建設水道課長兼大樹下水終末処理場長 | 鈴 木 敏 明 |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 瀬 尾 裕 信 |

会計管理者出納課長	高橋 教一
町立病院事務長	伊勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	浅井 真介
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	鈴木 正 喜
-------------	--------

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 力
係 長	鎌 塚 喜代美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 船戸健二君

2番 齊藤徹君

3番 杉森俊行君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告をいたします。

本日午前9時より運営委員会を開き、付議事件及び議事日程及び会期について協議しましたので、報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、条例制定1件、補正予算1件であります。

よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日1日といたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事が円滑に行われるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成28年9月5日開会の第3回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の平成28年度大樹町表彰式についてですが、さきの定例会でのご報告後に産業功労賞1名、奨励賞2名を追加で決定をしております。また、奨励賞2名の方につきましては、功績を追加しております。

感謝の顕彰につきましては、さきの台風10号被害に対する給水活動や漁港内の流木処理など、応急対策にご支援をいただいた皆様に感謝状を送らせていただくことといたしましたので、ご報告を申し上げます。

2番目の航空宇宙関連についてであります。JAXAによる大気球実験などのほか、帯広空港での航空まつりに出展し、広報活動を行っております。

3番目の農作物の生育状況であります。天候不順などにより豆類を中心に厳しい状況が見られますので、今後も収穫状況等を注視してまいりたいと思っております。

4番目の入札執行状況であります。指名競争入札により6件の工事請負契約を締結しております。

5番目のその他、来町者、会議出席関係については、後ほどお目通しをさせていただきますようお願いを申し上げ、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第65号

○議 長

日程第5 議案第65号平成28年台風10号に伴う平成28年9月分として徴収すべき水道料金等の額の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第65号につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本件は、平成28年台風10号に伴う平成28年9月分として徴収すべき水道料金等の額の特例に関する条例の制定についてをお願いするものであります。

本年、8月30日から31日にかけて南十勝を通過した台風10号による大雨により、ヌビナイ川が増水し、大光地区のヌビナイ橋の背後が洗掘され、同橋に沿って布設しております住吉浄水場系の送水管が損壊し、送水不能となりました。

また、歴舟川を水源にしている坂下浄水場の原水が浄水処理が不可能なまでの濁りの状態となり、これらのことにより給水が不能となり、8月31日から9月7日までの8日間にわたる全戸断水となったものであります。

水道事業に課せられた使命は、正常にして豊富な水道水を住民に供給し続ける責務があります。

今回の事案は、台風という自然がもたらした災害ではありますが、8日間にわたる水道の供給サービスが滞ったこと、また、水道の断水により下水道の利用ができなかったものであります。

以上のようなことから、本年9月分の上下水道料金等の算定に当たり、対象者に対し、それぞれ基本料金等について半額に軽減すべきと考え、本条例の制定をお願いするものであります。

条例の内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

それでは、議案第65号平成28年台風10号に伴う平成28年9月分として徴収すべき水道料金等の額の特例に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

順次、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条では、この条例の趣旨といたしまして、大樹町給水条例に規定する水道料金の額及び大樹町公共下水道条例と大樹町個別排水処理施設管理条例に規定する使用料の算定に関

し、平成28年9月分についてのみ特例を定める趣旨となる条文でございます。

第2条では、この条例に定める料金または使用料の適用となるものを上水道の断水となった期間でございます平成28年8月31日から9月7日までの期間中に水道、公共下水道、個別排水処理施設を使用したものとするものでございます。

第3条から第5条までは、料金または使用料の読み替え規定となります。

次のページに添付してあります資料のほうで説明させていただきますので、資料の1ページ目をご覧ください。

最初に、第3条の大樹町給水条例関係でございますけれども、表中、右から2列目ですけれども、括弧書きは給水条例に定める額で、括弧のない料金が今回特例条例で定める基本料金となるものでございます。

それでは、左の列から説明させていただきます。

種別が計量栓で区分の家事用の小口が基本水量の変更はなく、基本料金について1,334円とあるものを667円に定めるもの。次に、家事用では1,905円を952円に、業務用では、4,953円を2,476円に、営農用では3,524円を1,762円に、工業用では2万4,762円を1万2,381円とするものでございます。

次のページ、資料の2ページをお開き願います。

上段の表が第4条の公共下水道条例関係でございますけれども、種別が一般の汚水の場合の基本料金について1,343円を671円に、公衆浴場の汚水の場合は2,096円を1,048円とするものでございます。

最後に、下段の表でございますが、第5条の個別排水処理施設管理条例関係でございますが、第7条の2第1項に定める表では2,477円を1,238円に、第7条の2第2項に定める表では、個別排水処理施設を共同で利用する場合の使用料金となりますが1,239円を619円に定めるものでございます。

それから、最初の議案にお戻りいただきまして、第4条と第5条のただし書きとなりますけれども、下水及び個別排水につきましては、上水道を利用しない下水道のみのお客様もいらっしゃると思いますので、その場合は断水の影響がございませんので、特例の対象から除くただし書きの規定としているものでございます。

第6条では、この条例の施行について必要となる事項は、町長が定めるとする委任条項でございます。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、平成28年8月26日から適用すると定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

最初に、条例の適用対象で8月31日から9月7日までに水道、それから公共下水道、個別排水処理施設を使用したものですが、これはきちんと使った人、使わない人の区別がはっきりできるという理解でよろしいですか。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

給水関係につきましては、給水申し込みがございまして、それに基づいて毎月給水している、下水道を利用していただいているわけですけれども、それについてはきちんと届け出がされておりますので、それに基づいて日付とかも確認できますので、区別することができます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ここは使用したものとなっておりますので、たまたまこの時期の間に、例えば10日間大樹町にいて、すっぱりこの期間使わなかった人がいたとか、半分使った人がいたとかという、そういうふうな詳細までわかるという理解でよろしいですか。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

一時的に使用しないだとかということもお客様から連絡いただいておりますので、きちんと日付単位で、個人単位で管理しておりますので、承知してございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その分については、区別ができるということで了解しました。

次に、基本的な部分で伺いたいと思います。

8月のいわゆる四つの台風の被害ですが、特に10号の台風は北海道に甚大な被害をもたらしましたし、特に十勝管内では4名の尊い人命が失われるという事例もございました。そして、多くの町村が生活基盤の破壊や住宅、それから道路などなど生活網の流出などなどによる未曾有の被害を被りまして、激甚災害に指定をされるという状況になっているところであります。

私たちは、改めて自然災害に対する日常的な備えの大切さを強く認識をさせられたのではないかというふうに思います。大樹町でも1人の命を失い、道路の流出などなどがあり、今、

提案がありました全戸の水道が8日間断水するという、想像しない、かつてない状況が発生したところであります。

今回の提案は、その断水に対する基本料金の減額措置ということですが、私は一つは不便をかけたから減額するという、その町長の気持ちについては理解ができないわけではありませんが、住民全体が水の大切さ、貴重さを学んだし、そして全員が同様の苦勞をしたと思います。改めて災害の恐ろしさも身にしみて感じたと思っているところであります。

町民の声として、減額という措置は大変ありがたいのですが、そのお金は今後の災害を未然に防ぐという備えに活用することも、これは一方で、ただ減額するよりも大事なことはないかという声が、そういう思いがあるのも事実であります。そういう声もありますから、私も同様に思います。改めてこの減額という措置を先ほど言いましたように、全く理解できないわけではありませんが、ここはひとつ、やはり想像もしないようないろいろな災害が発生することを想定した、次に対する備えとしての備蓄等々に活用できるような有効なお金の使用ということのほうが大切だと思いますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま水道料金等の特例に関する条例の中で、使用料等を減免をさせていただきたいという提案をさせていただいて、その中身のあり方についてのご議論をいただいております。

私も、議員がおっしゃるとおり、今回の大規模な全戸にわたる断水ということで、大樹町ではかつて経験をしたことがない災害だったということで、復旧に向けて鋭意取り組んでまいりました。

幸いなことに、8日間の断水期間をもって水の供給が可能になったということは、関係する方々、多くの皆様のご協力のたまものだなというふうに思っているところであります。

今後こういうことが再度起こらないように、または、何らかの形で再度起きてしまった場合に対して、少しでも災害に対応できるような体制をつくっていくということは、私ども町の重要な責務であると思っております。それに対する備えについては、備蓄品も含めて今後給水体制を町内で確立していくというようなことも含めて、各地域に水を貯留できるような体制をつくっていくということも含めて、しっかりやっていくということは大切だというふうに思っておりますし、それにかかる費用、財源については、補助等の活用も含めてしっかり対応していきたいと思っておりますし、議会の皆様にも提案をさせていただきたいと思っております。

ただ、今回、8日間の断水があったということ、町民の皆様にご不便をおかけしたということ、そういうことを考えると、私ども町民の皆様にご水道事業を通じて安定したきれいな水を供給するという責務がありますので、それに対するできなかったということも含めて、今回基本料の軽減という形で対応させていただきたいと思っているところであります。

この基本料金の軽減を行うという部分についても、今回の災害の対応としての一つの施策

としては私は重要だというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回の特例に関する条例の関係なのですが、減免措置ということなのですが、断水が8日間だったので、なぜ2分の1にしたのか。できれば100%の免除でもよかったのではないかと思います。2分の1にした根拠についてお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま条例の中で提案をさせていただいております、使用料等の減免の率の関係で、私どもも2分の1とさせていただいたところであります。

これについては、明確な基準もないということで、減免をさせていただこうかということの中で内部で協議をした段階で、いろいろな検討の中であったところであります。8日間であるというようなことも含めて、また、それに伴って急な断水だったというようなことで、いろいろな部分でご不便をおかけしたということも勘案をさせていただいて、今回の特例の中で基本料については2分の1とさせていただいたところであります。

具体的な根拠というのにはないということではありますが、今回の被害の状況、災害の状況、または、それに伴う復旧の状況等、判断をした上での2分の1ということだということでご理解をいただければと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、今回特例を認めた場合、今後また災害によってはこういうことがあり得ると思うのですが、断水に関して特例を設置する段階で、ある程度の基準というものが必要だと思うのですよね。

例えば、町民対象はどのぐらいの割合なのか、それと断水の期間、どのぐらいの期間生じた場合、こういう特例の条例を今後設置していくのか、その辺をちょっと聞きたいのですが。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回、私どももこういう大きな災害で、水道が8日間断水したということは初めての経験でありました。そういう部分も含めて、今回、特例ということで、被害に遭われた全部の世帯、事業所、農業者、漁業者、一次産業の方も含めて全ての方に基本料金等の軽減をさせていただくということで、特例の提案をさせていただいているところであります。

今後、同様の災害が発生した場合においても、同様のことが必要かなというふうに思っておりますが、いまいまこのぐらいの規模であれば2分の1であるとか4分の1であるかというところは、正直、想定をしていないところであります。私どもの務めといたしましては、しっかり供給できるような体制をつくっていくということが重要でありますので、そこには意を注いでいきたいというふうに思っております。

今後、同様の災害等が発生した場合においては、必要な減免措置等の対策が必要だということであれば、また改めて特例条例のような形で、議会の皆様にもご相談をさせていただきながら対応していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

その都度特例でご相談させていただくということですが、やっぱりある程度の断水期間だとか、町民対象者がどれぐらいになった場合とか、特に、うち水源地2カ所ありますので、例えば1カ所ヌビナイの水源地が何らかの理由によって3日間、4日間断水したよとなったときも、町内の約6割から7割が対象となるのですけれども、そのときも特例を使うのか。そういうことも今後きちんと十分検討していかないといけないと思うのです。そうしないと、1回条例を使ってしまうと、もう何でもありなのですよ。そういうことにならないように、しっかりと特例の条件の整備というものはやっていくべきではないかと思うのですけれども、最後をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員ご指摘のとおり、水道の関係につきましては、水源が2カ所あるというようなことでありますし、特に坂下系につきましては濁度の関係で今後も懸念される部分があります。取水口の復旧については、これから災害の申請をして補助を活用しながら再度整備をしていくということでありますが、いかんせん、濁度については、今後も懸念される場所でもあります。

今後、同様の形で断水等が発生するということも想定されますので、特例条例で定めるということもありますし、今後ある程度の基準を私どものほうで持っていて、それで対応していくということも今後の対応としては必要かなと思っておりますので、その点についても今後検討させていただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

今度の付議について反対の意見を申し上げます。

8日間にわたり断水いたしました。これは全世帯のことであり、ソフト面とハード面の違いであります。ハード面を考えると、流された水受けの再生、これは5トンぐらいあるというコンクリートの板があるのですけれども、それを直すのにかなりお金がかかると思います。そして流木の処理もかなり金がかかると思います。それは見に来た人はわかると思うのですけれども、かなりの大きい流木が引っかかっております。そういう面を考えますと多大な経費がかかると思います。そちらの処理に大変な経費がかかると思います。これらの経費を、流木とか再生のほうに回すべきだと考えますが、いかがですか。

また、断水が8日間から9日間になったときにも支払われるのですか。水道経費は一般財源からの持ち出しにより成り立っています。これらの財源の見直しを考えるべきときが来ると思います。これは家畜用も水産も含めて、かなりの経費が見込まれると思いますので、坂下の浄水場の濁りをとるためにはかなりの金がかかると思いますが、そのためにも回すべきだと思います。

町長の清水町や新得町の右倣えの考え方はわかりませんが、経費の基礎部分の2分の1の支払いは同僚議員からも出ていますように別にやらなくてもいいのではないかと、それは大体割り返すと1万円にもならないのですよね。これを考えると、一般の人たちは、別にハード面とかソフト面を考えた場合に、一週間ぐらいの経費は別に見なくてもいいというふうに思っていますし、町長が広報か何かで説明してくれればそれで済むのだというふうに思っていますし、また、よその町村からの水道の経費を見てもらったということもありますので、そちらのほうに回してもらいたいというふうに考えている方が私は結構あると思います。

それを考えますと、やっぱり経費の基本分の2分の1の支払いはやめるべきだというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

平成28年台風10号に伴う平成28年9月分として徴収すべき水道料金等の額の特例

に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

本条例案については、水道事業が安心・安全な水を安定供給をしなければならない、町としての責務があります。

今回の断水については、自然災害から発生したものでありますが、全町が8日間にわたる断水となったことにより、その責務を果たせなかったことに伴い、基本料金の特例に定めるものであり、本条例案の内容が適切であると考え、賛成をいたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第65号平成28年台風10号に伴う平成28年9月分として徴収すべき水道料金等の額の特例に関する条例の制定についての件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

よろしいです。

起立8人。起立多数でありますので、よって本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第66号

○議 長

日程第6 議案第66号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年度大樹町一般会計補正予算(第5号)をお願いするもので、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,451万2,000円の追加と、債務負担行為の追加であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第66号平成28年度大樹町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,451万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億1,950万3,000円とするものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、4ページをお開きください。

なお、補正予算財源内訳の説明につきましては、全額を一般財源で措置するものにつきましては省略をさせていただきます。

最初に、総務費、諸費、行政区会館等維持管理費、需用費、修繕料でございますが、153万4,000円の増。台風7号による強風で損壊いたしました晩成福祉館の屋根の修繕料でございます。次に、難視聴対策事業、需用費、こちらも修繕料でございますが、61万5,000円の増。台風7号の強風に伴います倒木により、地上デジタルテレビ難視聴対策で設置いたしました受信設備の破損や引き込みケーブルの切断がございましたので、それを補修するための経費でございます。

次に、民生費、災害救助費、災害救助費繰替支弁事業、職員手当等から使用料及び賃借料まで556万6,000円の増。財源につきましては、全額が国道支出金、道からの支出金でございます。台風10号による被害につきましては、十勝管内の全市町村と南富良野町に災害救助法が適用されてございます。

本町におきましては、給水活動に要した経費が、この災害救助法の対象となりますことから、これらの経費を計上させていただきました。給水に出動いたしました職員の時間外勤務手当、非常用として備蓄しておりました飲用水の補充経費、町内業者に対します給水業務の委託料、市外地区に配置いたしました仮設トイレの使用料、借上げ料です。それから、給水を要請したことに基つきまして、釧路から来ていただきました釧路市管工事業共同組合並びに釧路市役所職員の宿泊料でございます。

なお、日本水道協会北海道地方支部道東地区町議会や開発建設部から、給水車の派遣に係る燃料代の経費や作業員賃金、給水袋などの消耗品費、それから幕別町と広尾町から供給を受けました水道料金の請求が来ていないため、請求があった段階で追加で予算措置をさせていただくことを考えてございますので、ご了承をお願いいたします。

次に、災害救助費、単独分でございます。職員手当等と需用費で546万2,000円の増。同じく台風10号による職員の時間外勤務手当と町の要請に基づき、給水や応急対策に対応いただいた方たちの食事代でございます。給水活動以外の業務に従事した職員の時間外勤務手当や作業従事者の弁当代のため、災害救助法の支弁対象とならない経費でございます。

次に、農林水産業費、牧場管理費、牧場管理運営費、需用費から使用料及び賃借料まで305万2,000円の増。台風7号による強風に伴い損壊いたしました晩成牧場の事務所屋根並びに電柱の倒壊がありまして、通信回線を修繕するための費用でございます。加

えて、台風10号によります河川の増水に伴いまして、光地園牧場の水道の取水施設周辺に土のう積み業務を委託してございます。また、牧場内の道路が流出してございますので、その修復のための重機の使用料を計上してございます。

その下、町有林費、町有林整備事業、委託料で314万1,000円の増。台風7号によります強風に伴う風倒木の処理費用でございます。農家の畑に倒れ込み、収穫などの作業の支障となっているものを除去するための経費でございます。

次のページをお開きください。

漁港管理費、漁港施設維持管理費、使用料及び賃借料で186万5,000円の増。財源につきましては、国道支出金、道支出金でございますが90万円の増。一般財源が96万5,000円の増となるものでございます。台風により大量に流出した流木の処理経費で、今回は漁港内に入り込んだ流木除去に要した経費を措置するものでございます。

なお、道からの補助金の増額について要請をしているところでございます。

続きまして、商工費、市街地開発推進費、市街地開発推進事業、需用費、修繕料でございますが、8万5,000円の増。2条通の公共駐車場看板が強風により破損いたしましたので、交換するための経費でございます。

次に、観光振興費、観光振興対策事業、需用費、こちらも修繕料でございますが、2万5,000円の増。晩成温泉の案内看板が強風で破損したため、修繕するものでございます。

続きまして、観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費と補償、補填及び賠償金で59万7,000円の増。強風で破損いたしました晩成温泉施設の屋根、温室の壁面、住宅等の修繕経費のほか、断水に伴いまして入浴困難者の町民向けに行いました晩成温泉の無料開放、5日間734名のご利用をいただきましたが、これにより減収となりました入浴料金、これを指定管理業者に補填するための経費でございます。

次に、カムイコタン公園維持管理費、需用費、こちらも修繕料でございますが、620万5,000円の増。強風による倒木で破損したキャンプ場上段のトイレ、それから木柵、それから増水により破損いたしましたキャンプ場下段のテントサイトなどの復旧に要する経費でございます。

次に、土木費、公園費、公園維持管理費、委託料で91万9,000円の増でございます。強風に伴う柏林公園の倒木が発生いたしましたので、こちらの処理などに要する経費でございます。

歴舟川パークゴルフ場管理事業、委託料で382万9,000円の増。強風による倒木の処理と豪雨による河川増水により流された緑地の復旧のための経費でございます。

次のページをお開きください。

消防費、災害対策費、防災行政無線維持管理費、需用費、こちらも修繕料でございますが、15万6,000円の増です。強風により破損いたしました福祉センターのところにあります防災無線の拡声子局のアンテナの修繕費でございます。

次に、教育費、教育振興費、教育振興事業、負担金補助及び交付金で66万円の増。大樹高校が取り組みます大学進学向上プロジェクトでは、放課後特別講習を実施することを検討してございます。それに向けまして、教員のスキルアップを図るための研修に派遣するための費用について助成をしようとするものでございます。

続きまして、災害復旧費、農業用施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、単独です。需用費、こちらも修繕料で610万円の増でございます。台風10号による被害を受けた農業用排水路8カ所の復旧経費でございます。

次に、道路河川災害復旧費、道路河川災害復旧事業（単独）でございます。需用費、修繕料で1,930万円の増でございます。同じく台風10号により損壊いたしました道路26カ所並びに河川2本に係る復旧経費でございます。

道路河川災害復旧事業（補助）委託料で540万1,000円の増でございます。同じく台風10号による災害復旧事業でございます。紋別川並びに開進本線の調査設計業務を委託するものでございます。

なお、この11款災害復旧費全般に係る財源でございますが、現在災害復旧事業債の借り入れに向けて精査を行っているところでございます。起債協議が整った段階で財源の組み替えを行う予定でございますので、ご了承をお願いいたします。

以上、合計で補正額6,451万2,000円の増。財源内訳といたしまして、国道支出金646万6,000円の増、一般財源5,804万6,000円の増。

続きまして、第1表、歳入歳出予算補正をご説明しますので、最初に歳出の2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額62億5,499万1,000円、補正額、2款総務費から11款災害復旧費まで6,451万2,000円の増。補正後の歳出合計63億1,950万3,000円。

続きまして、歳入をご説明しますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額62億5,499万1,000円、補正額、15款道支出金及び19款繰越金で6,451万2,000円の増。補正後の歳入合計が63億1,950万3,000円となるものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為補正についてご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

今回につきましては、債務負担行為の追加でございます。

事項、大樹高等学校海外見学旅行に伴う費用に対する助成。（平成29年度入学生分）。期間、平成30年度。

限度額、国内見学旅行費を超える相当額でございます。

大樹高等学校で学ぶことの魅力を高めるため、修学旅行の行き先を友好協定を結んでおります高雄市大樹区のある台湾とするに当たりまして、国内に比べ、係り増しとなる経費の一部について助成をしようとするものでございます。

平成29年度の新入生の募集の際にこの取り組みをPRするため、大樹町といたしまして金銭的な支援を行うことについての予算措置を行うため、今回、債務負担行為の設定を求めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

土木費の歴舟川パークゴルフ場管理事業、382万9,000円の補正ですけれども、パークゴルフ場は7号台風で倒木被害、それから10号台風で浸水災害ということで、非常に大きなダメージを受けたわけですけれども、現在も一部コースが休止した状態になっています。

今回の382万9,000円は、この倒木処理、それから今、休止しているそういったコースの整備を全て含めた額なのかどうかお聞かせください。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今、ご質問のパークゴルフ場の関係ですけれども、高橋議員のおっしゃるとおり台風7号の倒木処理、それから台風10号の土砂の浸水被害によるものを全て含んだ修繕というか、委託費を見込んでございます。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

それで、今、休止しているコースの補修なのですけれども、どんなことを考えていますか。どういった補修作業を。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今、閉鎖している部分につきましては、コース内については芝張りで、コース外につきましては追播種ということで考えております。あと、バンカー、それから通路、ベンチなどの補修を含めて補正をお願いしてございます。

○議 長

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

このコース内は相当土砂も入っているのですよ。これは土砂を取り除くのかどうかと、それから芝張り替えということなので、来シーズンに間に合うのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○議長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

必要な部分については、洗浄したり土砂を取り除いたりということも含めておりますし、今回、芝コース内については張り芝で行うということで、来シーズンのオープンに間に合わせる予定で発注することを想定してございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

まず、職員手当、これは何名分なのか。民生費で職員手当434万6,000円、何名分で何時間ぐらいあるのか、まず教をいただきたいというふうに思います。

それから、漁港設備管理費の中で特定財源から来ているわけですが、これは激甚災害で国からのお金というのは入ってこないのかどうなのか、これで終わりなのか。その後、海から上げた材については、どういうふうな今後処理をするのか、それはどういう手当を国がしてくれるのか、してくれないのか。私が聞いている中では、国で見るとというような話も聞いているのですが、どういうふうな今状態になっているかお聞かせください。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

私のほうからは、前段の災害救助費に係ります職員の手当の関係について、ご説明を申し上げます。

4ページの上段、災害救助費繰替支弁事業のほうの職員手当164万1,000円となっております。こちらにつきましては、職員数、総出役実人数、71名でございます。時間外の勤務総時間数が685時間でございます。

その下段、災害救助費の単独分でございます。こちらにつきましては、直接的な給水業務以外のものがございますけれども、実人数といたしまして95名、総時間数で1,708時間という形になってございます。

以上です。

○議長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

漁港の施設の維持管理の関係でございますけれども、今回台風の影響によりまして、大

樹漁協、そして旭浜漁港内に流入しました流木によりまして、漁船の運航の支障、または、係留中の漁船への被害が想定されたことから、海への流出防止等々、今緊急に終わらなければならないということで道のほうにも要望してございましたが、早急に処置ができないということで、町の事業といたしまして陸上への押し上げ、そして撤去を行ったものでございます。

また、上がった流木の処理でございますけれども、今、北海道等々と協議を進めまして、本来海岸に上がった流木の処理につきましては、北海道の責任において処理をするということにはなっておりますが、大量に発生した流木ということで、まだ最終的な方向づけというものは今段階しておりません。さらに北海道とも協議をしながら、今後の処理について適切に行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

もう現実的にも浜のほうの流木についてはまだ協議をしている段階と、事業を早くやらなければいけないから、一般財源でやったということで、まずいいのですね、そこは。僕の聞き間違いでなかったら、この後激甚災害になっているわけですから、国のほうでなのか、道のほうなのか。予算措置をしてくれるというふうに思っていていいというふうなことなのか、若干ちょっと僕はそこがわからなかったのですよ、聞いていて。その部分をお願いしておきます。

それで、もう一つ、総務課長のほうから答弁いただいた71名分、685時間、これは費用弁償なので、現実的には休暇等ではできないのですか。少し町の財政、緊迫するのではないですか。現実的にこれだけの大量の一般財源、補助費で、万が一国で見えてくれなかったら、全部ごそつと行くわけですよ。ここら辺は、道では予算がないから、もうお前らは休みなさいというような措置もとっているようでございますが、町としてはそういうお考えはなく、現金で支給するというお考えなのかどうか。これはご苦労いただいたので、払うものは払わなければならないのかもしれないけれども、町の財政を考えたとき、そういう措置はお考えになったのかならないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

後段のご指摘のほうからご説明を申し上げます。

実際に代休に振り替える云々ということは想定はいたしました。ただ、まず給水につきまして補正をさせていただきます164万1,000円、繰替支弁事業のほうにつきましては、これは全額が国及び道の経費で負担がされます。国、道の負担にならない経費なのですが、例えば、避難時要支援とかそういう方たちに対して保健福祉課から水をお配りす

るとか、ただ、それは災害救助法に定める給水事業という形で認められないものですから、そういった仕事、それから農林水産課のほうの特にありましたけれども、家畜用水をきちんと提供するような形の対応、こういったものがありまして、実際一番少ない方でも給水時間最低2、3時間は出ていただいています。延べ人数としては105人。多分職員の、病院とか特養の特殊な部分を除くと、9割前後の方に出ていただきました。少ない方は3時間、多い方は多分4日、5日間24時間体制120時間近いと思います。

例えば、120時間となりますと、15日間休めと、この120時間ぐらい働くというのは、基本的にその必要があったからということで、この災害が終わってからその後策、対応策を實際考える場合に、通常のお休みすらとれない状況が見受けられるところがございます。そういう影響のない方たちに対して、代休の振り替えというのもあり得るのですけれども、実は代休にするための私どもの内規につきましては、清流まつり、柏林公園まつりというようなものがまずひとつありまして、それ以外で対応するというところがございます。

災害対策本部の設置期間でございましたので、こちらについては莫大な金にはなりません、確かに。こちらにつきましては、財源措置は今のところは特別交付税の特殊財政需要額として上げていくということでは、これが何割が措置がされるのかというのは、今この場で全くは言えないのですけれども、こういった災害対策本部を設置する未曾有の災害ということでございますので、こちらにつきましては代休ではなく、基本的には働いた対価として支弁すべく、今回補正予算として計上させていただいたものでございます。

財源措置につきましては、特別交付税の特殊財政需要額の中に盛り込んで要望していきたいと、そういった声も上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

漁港の管理費の関係でご質疑をいただいております流木の関係については、議員もご覧になっているかなと思いますが、31日の台風10号によりまして、本当に今まで見たこともないような大量の流木が港、そして大樹町の沿岸に押し寄せたところであります。

国、道もそれについての状況というのは、理解をいただいているかなというふうに思っておりますし、国の方でもそれなりの予算をお決めいただいて確保いただいたということ、そして北海道のほうでも大樹漁港、旭浜漁港に対する対策費、そして沿岸に関する対策費についても、予算の規模、ちょっと今手元に持っていないのですが、決まったというようなことはいただいております。

いかんせん、お金が流れてくるという部分では非常にこの後もまだ少し時間があるというようなことも含めて、町のほうで対応しなければならない部分については、町のほうで予算を組んで対応させていただいたところであります。この部分についてもそういう部分

で道費、または国費で対応いただけるということは、私どももそう思っておりますので、そういう対応がとれる段階で資料としてお示しできるような、着工前とかその後の写真であるとか、作業の内容等については事務のほうにしっかり整理をしておくようにということは申し伝えてあります。

今後、北海道等の予算のはっきりしたものがついてきて次第、補助申請等を含めて国費、道費を対応していただけるような手はずについては、しっかりとっていきたいと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

予算措置については、これから国、道等々が一生懸命頑張ってくれるのだろうというふうに思っておりますから、これは全額ではないかもしれませんが、措置はしてくれるだろうと。

一つ、僕、提案をしておきます。

この災害のとき、現実的に職員の皆さんが努力をしていただきました。感謝を、町民に代ってお礼を申し上げておきます。しかしながら、我々も議員として、町長、一言お電話を議長宛てに出向せと、出て手伝ってくれと、こういう心遣いが一つも町からありません。これ私、地震のときに、伏見町長のときに、災害のときに議員も入れたらどうだと言ったら、それに返答をいただけませんでした。検討もしていただかなかったのだろうというふうに思っております。こういうときこそ議員もお手伝いを、その中でやっている方もおりますよ、いろいろ、個別に。お手伝いを町民の方のために動いている方もいるのだろうというふうに思います。ですから、我々も協力しますので、私だけなのかもしれませんが、皆さん個々にありますから。やはり議長宛てにこういうことで給水のお手伝いをいただけないか、こういうような心配りもやっぱり必要ではないかと。個々できて議員もやっていた、個々で給水タンクを買ってきて配っている方も議員の中でおられます。それから、個々で牛の水を配送している方もおりました。

こういう心配りは、この災害を教訓として、こういうときに我々も一つ入れていただけるのか入れていただけないのかは別にして、お考えをしていただきたいというふうに思います。議員は何も顔を出さないから、そうすると職員の方若干手当減りますよね。我々はボランティアで来るのですから。お金くれと言わないのです。こういうことが我々の仕事でもあるのですから、お考えをいただけるかどうか、今後ですよ。

少しお考えをいただけないかなと思うのですが、いかがですか、町長。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の災害の発生に当たり、私どもも対策本部をつくって鋭意取り組んでまいりまし

た。

その中で、議員におかれては、対策本部のほうに顔を出していただいて、どうだいというようなことをご心配をおかけした方もいらっしゃいますし、役場のところでも給水を行っていましたが、実際に給水の作業をお手伝いいただいた議員もいらっしゃいます。当然ながら、地域、または、それぞれのお立場で災害に対する対応をおとりいただいたということは重々承知しているところであります。

今後、町といたしまして、災害対策本部といたしまして、議会のほうにご相談を申し上げる場面があれば、私どものほうから議長のほうにご連絡を差し上げて、議会のほうと対策についてのご相談をさせていただくということはあるかというふうに思っております。

今回の対策に当たって、町民の皆様からいろいろなご意見をいただいておりますし、ご批判もいただいております。励ましのお言葉もいただいておりますが、そういう部分も含めて、この対策、災害に当たっての町としての総括はしなければならないというふうに思っております。その中で、今後災害が発生した場合において対策本部、または町から議会に対するご依頼と申し上げますか、ご相談と申し上げますか、そういう形をどういうことがいいのかも含めて、今後、検討していきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

農林水産業費の町有林費なのですが、今回の補正の提案については説明があったように、防護林から外の、例えば草地とか農地に倒木が出た分を応急処置をするための必要経費314万1,000円という理解でよろしいですか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

今、議員がおっしゃったとおり、今回町に防風林、防護林がございまして、農地に風倒として倒れた分を計上している経費でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町有林はたくさんあるのですが、特に壊滅的な被害を受けたという旭浜地区の防護保安林、17.9ヘクタール、これはもう樹齢が40年、50年でかなりな効果を得ているというか、もう、成林になったもの17.9ヘクタールなのですが、倒木とか折損を含めてほぼ壊滅的な被害だというふうに言わざるを得ないと思います。それで、これは防護保安林ですから、少なくとも将来に向けて、これをどういう形かは別にして、復活をさせなけ

ればいけないということの道筋があると思います。

今、聞いたように、今回の補正では、町有林全体で林地から林地以外に飛び出たものの処理だけを当面やっていくということですが、林業上の性格上、どうしても急ぐものは、例えば真冬の降雪のときの深い雪の中では、非常に、特に倒木の場合には難しい状況になっています。例えば本体の分の処理をどうするのか、利用価値がどうあるのか、それから誰がやるのかを含めて、相当の経費がかかるのではないかというふうに思いますが、その分はどの辺でどうしていくのかというような道筋の分はある程度は持っているのかどうか伺います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

海岸線の旭地区の防護林でございます。

これは、北海道のほうが行っている防護林でございます。北海道と協議をしまして、今、北海道の責任において伐採、そして植栽を行うという形で計画をしております。ただ、面積的にもかなり広い面積が被害になったということで、かなりの年月をもって復旧作業にかかるかなというふうに思っております。

また、町有林の被害でございます。

今回畑に倒れたものを早急に処理をさせていただきます。ただ、防風林以外も相当数の風倒が発生してございます。議員ご承知のとおり、カラマツについては病虫害の被害も発生も予想されますので、早急に処理をしていかなければならない形になろうかと思えます。

大樹町におきましては、災害の指定ということで補助金の上乗せも検討されております。これらの事業を使って早急に被害対策を行っていきたいと思うのですが、まだ町有林の被害面積の実態を全て解明しているわけではございません。これも早急にやらなければならないところ、計画的に分けながら町での伐採と植栽を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

旭浜地区の防護保安林の17.9ヘクタールは町有林という説明を受けたのですが、土地は町の土地で町有林で、その地上に道が植栽をして道が管理しているものだから、その上物は道が処理をするということでの理解でよろしいですか。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

済みません、説明が足りませんでした。

所有は大樹町有林という形でございます。ただ、海岸線に立っている重要な保安林ということで、あそこの地区の保安林につきましては、道が保育等々の管理をしている保安林でございます。よりまして、北海道の責任において、今回、伐採、そして植栽を行う計画というふうになってございます。

以上でございます。

○議 長

菅議員、4回目です。特に許します。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございます。

最後に、先ほど言われましたように、早期に対応したいということではありますが、僕もそう思います。

例えば、いろいろな被害等含めて、それから利用価値の低下の問題、カラマツ等がありますので、できれば早期に、せつかく幼齢の林地でありますと、ほぼ財産の価値というものは少ないのですが、例えばカラマツでいうと30年以上過ぎた、40年、45年になったものについては、流木としては非常に価値を持ったものですが、それが被害を受けたとなりますと、価値の低下はありますけれども、いろいろな形で利用できるというように思っていますので、そういうものから早目に手をつけて、例えば早急に処理をして利用できるものは利用し、そこにまた再生するという道筋を早急に検討していただきたいということをお願いをして、答弁は特に求めません、よろしく申し上げます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時10分

○議 長

再開します。

休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず民生費の関係ですけれども、単独救助費の時間外の関係ですけれども、先ほど課長の説明の中で、道の単独にならない、例えば要支援に対する訪問だとか給水の経費等の訪問経費だよとあったのですけれども、通常の中で民生員の出動はあったのか。見守り訪問あったのが民生員、児童主任入ると22名いるのですけれども、何名の方がそれぞれ持ち寄る場所を訪問されたのか聞きたいのと、それと商工費の観光施設費ですけれども、晩成温泉の5日間で743名ですけれども、町の公衆浴場の利用者無料で開放したのだと思うのですけれども、それが何名なのか、それと町外、忠類、更別も一部開放、1日とか2日の開放というか無料提供をされたと思うのですけれども、その入浴者が何人いるのか聞きたいのですけれども。

それと最後の災害復旧費の関係ですけれども、道路の河川復旧費単独で1,930万円、約27カ所なのですけれども、27カ所全部復旧するという形でいいのか、その辺の確認と、それと道路河川の2カ所、特に農地の侵食ですけれども、メーターで100メーターになっているのですけれども、この農地所有者は個人の所有者なのかまた河川地なのか、面積にしたらどれぐらいになるのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

民生委員の関係についてご説明させていただきます。

民生委員の方につきましては、担当の行政区等がございまして、そちらのほうで対応していただいております。具体的にどの方がどのくらい出たということのご報告はいただいておりますが、各自水のほうを届けていただいたということで連絡をいただいております。

また、福祉のほうからは、ショートメールで民生委員のほうにこういう状態になっているということと、要援護者についてはある程度、保健福祉課のほうで把握をして水を届けているが、こちらのほうでさらにお手伝いが必要な人がいないかどうかという形で連絡はとらせていただいて、必要な方については保健福祉課のほうで行って対応したというようなケースもございます。具体的な人数等については、民生委員の出動分については、今の時点では把握はしておりませんでした。

以上でございます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

私のほうからは、入浴対策についてご説明を申し上げます。

先ほど晩成温泉につきましては、5日間734人とご報告申し上げます。期間は9月3日から7日まででございます。

公衆浴場につきましては、9月4日から7日まででございます。利用者274名でございます。大人が256、子供が18ということでございます。

それから、忠類につきましては無料開放ということはされてございません。

更別村につきましては、福祉の里温泉9月6日から8日まで無料開放していただきました。人数につきましては、47人の利用があったと報告を受けてございます。

以上です。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

道路の復旧関係につきましては、基本的には原形復旧するという形で考えてございます。

河川のほうにつきましては、延長について復旧ということで出してございますが、面積についてはちょっと把握してございません。申し訳ありません。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

河川用地となっております。申し訳ありませでした。。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず、民生費から行きます。

民生委員の関係ですけれども、今月、定例民生会、民生委員行われていますよね、13日に。そのときになぜ活動報告って上がってくると思うのですけれども、多分そこであつたらきちんと整理できると思うのですけれども、なぜできないのかなというのがちょっと不思議なのですよね。ということは、今回に関しては、町側からは民生委員に対しては、災害なのですけれども、要請はしていなかったということでよろしいのでしょうか。行政のほうから民生委員に対して、改めて、例えば、会長を通しての訪問要請はしていなかったということで、行政区の民生委員の判断に任せたということでよろしいのでしょうか。その辺を聞きたいのと、公衆浴場の関係ですけれども、更別は47名ということで、これは無償という形で解釈してよろしいのでしょうか。それとも後から精算が来たら支払うのか。

今回、晩成温泉743名ですけれども、大変聞きづらいのですけれども、指定管理者のほうから執行推進協力というか、ある程度の減免をして入浴させますよと、そういう要請はなかったということで、あくまでも全額500円を払うという形でよろしいのか。

それと、農地の関係ですけれども、やっぱり面積を把握していないというのはちょっとおかしいと思うのですよね。現在、多分牧草地なので、農地で使っているので、ある程度

は面積を把握してあげないと、今後は道に対していろいろ、農地を利用している方が大変だと思うのですよね。今後の対応を考えると道側には要請していかないとならないのですが、やっぱり早期に面積を把握すべきだと思うのですけれども、その辺についてお願いいたします。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず、民生委員の部分についてご説明させていただきます。

議員ご質問ありました形での会長のほうにこちらから連絡して、会長のほうから緊急でということでの連絡はいたしておりません。保健福祉課のほうから各全ての民生委員のほうに通常の活動の範囲も含めてということなのです。今回災害もあったということで、そういうことで、担当の区域内の方にこちらのほうで、さらに手をかすような人がいないかどうかということでのご連絡をさせていただいて対応したということです。

活動記録につきましては、おっしゃるとおりその時点で民生委員会がありましたので、どの程度ということは確認は可能だったかと思えます。その部分はまだしておりませんでした。9月分の活動記録につきましては、来月、また、いただくことになっていきますので、そういった部分で取りまとめておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

私のほうから、晩成温泉の無料開放につきまして説明させていただきます。

晩成温泉の無料につきましては、町の施策として無料開放しようということで、指定管理のほうにお願いをして、入るべきお金の部分は後ほど補填するという、当初からの約束でお願いをしたということでございます。混雑するかなと思って、3日、4日は職員を1人ずつつけておりました。5日、6日につきましては、職員は開店から閉店まではいませんが、一時行って多少様子を見ながら、特に混雑することもなく粛々とやったということでございます。

経費につきましては、500円の中の100円は入湯税でございますので、それを除いた400円を補填するというところでございまして、総額ですと税込みですと31万8,900円になるのですが、そのうちの税が6万7,900円ですと、差し引き25万1,000円を補填するというものでございます。

更別村につきましては、好意でやっていただいて、村の好意ということで、甘えさせていただいたということでございます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

ちょっと説明不足で申し訳ありません。

今回の補正予算の中で延長ということで出ささせていただいておりますけれども、実際、発注の中では面積を把握した中で発注するような手はずになってございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

教育費の中で、債務負担行為の提案というかあったのですが、教育にそのようにお金を使うことは賛成ということです。

ただ、若干確かめたいこととといいますか、ありまして、一つはこの中で表現上は文章的な表現でもいいのだよということで確認しましたのであれなのですが、ここで国内見学旅行費を超える相当額というふうなことで、その意味合いはわかるのですが、その基準とか、何をもって超えた分というか、その基準のことをまずお聞きしたいと思います。

それから、29年度に入のお子さんまだ決まっていませんので、ちょっと難しいとは思いますが、予算額といいますか債務負担行為になると思われるような、想定されている金額をお持ちだったらお知らせいただきたいと思います。

以上2点です。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

ご質問に対して私のほうから説明申し上げたいと思います。

まず、債務負担行為の基本となる基準のもとになるものでございますけれども、国内の見学旅行ということで、負担金を保護者のほうから積み立て徴収等行っていると伺っているところでもありますけれども、通常、広島、京都方面の国内見学旅行ということで11万9,000円程度の積み立てを現在行われているということでございます。それで、修学旅行の高等学校の教職員旅費の配分基準単価表というのが道教委等で規定がありまして、そういう中で基本としながら生徒たちの旅行費の算定をしていくというふうに伺っております。現在国内旅行の場合は11万9,000円程度の積み立てということで行っております。

それから想定される予算額、30年度の当初予算になるかと思っておりますけれども、台湾への海外見学旅行費の算定を現在の単価でしている状況ですと、1人当たり4泊5日で13万円程度という試算でございます。その11万9,000円との差額、1万1,000円になりますが、29年度何名が入学されるかわかりませんが、仮に60名と想定しますと66万円という補助額になる予定でございます。

なお、30年度のことでありますので、実際修学旅行費の積算が確定するのは29年度

の後半といたしますか、12月ごろになると伺っておりますので、30年度当初予算を組むころには具体的な数字で積み上げして、予算のほうに上げることができるかと思えます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

水道のことで聞きたいのですが、広尾と更別から水を供給してもらったということで、それは後で請求が来たら金をあげるということなのではございますけれども、これは広尾と更別とは水道の料金が違うのです。それは大樹の料金で合わせてもらうのか、それとも広尾と更別の料金に合わせてもらうのかという考えと、それと同僚議員も言ったのですけれども、更別の温泉施設40何人入ったと、それは町の好意とか村の好意でチャラにしてもらうということになれば、水だってチャラということがあるのではないかと。ことですね。それは何でこういうふうになっているのかというのであれば、ハード面とかソフト面で考えた場合にどこへ入ろうか、例えば広尾で入ろうか、更別で入ろうか、それとも十勝川温泉に入ろうか、関係とかからしたら返すとかというふうなシステムでは考えられないのですかね。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまの災害の関係でのご質疑をいただいております。

今回の断水の関係で水の供給を私どもからお願いしたのは、広尾町と幕別町です。更別ではありません。それで、私どもからお願いをしたという経過もありますので、使った水道の使用料金につきましては、私どものほうでお支払いをさせていただくということでもあります。その単価につきましても、それぞれの町の単価でご請求をいただけるというふうに思っております。まだ請求は来ておりませんが、そういうことになろうかと思っております。

更別の福祉の里の温泉を無料開放いただいたというのは、村のご好意で、村の大樹町に対する支援ということでいただきましたので、その部分については無償で対応していただけるということは、本当にありがたいなというふうに思っております。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

では、広尾と更別と言いましたけれども、幕別でございますか、どうも済みませんでした。

水道料金は、そっちのほうの関係で請求が来たら払うということで、納得しましたので

わかりました。

更別の場合は、無料開放は村のほうでやってくれるということなのでわかりました。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第66号平成28年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、平成28年第3回大樹町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時38分